

第1回丹波市教育振興基本計画審議会次第

日時：令和5年8月25日（金）13：30
場所：氷上住民センター 大会議室

1 開会あいさつ

2 委員委嘱

3 審議会委員自己紹介

4 事務局紹介

5 役員選出

会 長＝
副会長＝

6 役員あいさつ

7 諮問

8 丹波市教育振興基本計画の枠組み・スケジュール等の説明
【解説動画】教育振興基本計画答申ポイント解説（渡邊光一郎前中教審会長）

9 意見交換

10 次回の審議会日程
・日時：令和5年9月 日（ ）午後 時 分～
・場所：

11 閉会あいさつ

会議資料

- ・丹波市教育振興基本計画審議会条例
- ・丹波市教育振興基本計画審議会委員名簿
- ・諮問書：第3次丹波市教育振興基本計画の策定について（諮問）
- ・教育振興基本計画とは、教育振興基本計画の計画期間と構成
- ・丹波市教育振興基本計画審議会に係るスケジュール（予定）

参考資料

- ・（国）教育振興基本計画（第4期：令和5～9年度）
- ・（国）教育振興基本計画（概要版）
- ・ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）（第3期：平成31～令和5年度）
- ・丹波市教育振興基本計画（第2次：令和2～6年度）
- ・令和5年度丹波市の教育（実施計画）

○丹波市教育振興基本計画審議会条例

平成20年9月29日

条例第34号

改正 平成23年2月9日条例第6号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、丹波市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に答申することを職務とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による委員 2人以内
- (2) 校長の代表 2人以内
- (3) 教諭又は保育士の代表 2人以内
- (4) PTAの代表 2人以内
- (5) 自治会の代表 2人以内
- (6) 識見を有する者 5人以内

3 委員の任期は、所掌事務の終了までとする。任期中にその身分又は所属を離れたときも、なお在任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

3 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開催する会議については、教育委員会教育長が招集するものとする。

附 則 (平成23年2月9日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

丹波市教育振興基本計画審議会委員名簿

任期：自 令和5年8月1日
至 令和7年3月31日

選出区分	氏 名	所 属 等
公募委員	蔦 木 伸一郎	
公募委員	久 下 悟	
校長代表	内 田 順 子	小学校長代表（吉見小学校）
校長代表	岸 田 孝 広	中学校長代表（山南中学校）
教諭代表	酒 井 陽 祐	氷上中学校
保育士代表	臼 井 眞奈実	丹波市保育協会
PTA 代表	松 井 崇 好	丹波市 PTA 連合会
PTA 代表	池 田 和 人	丹波市 PTA 連合会
自治会代表	松 井 久 信	丹波市自治会長会
自治会代表	木 寺 章	丹波市自治会長会
有識者	安 藤 福 光	兵庫教育大学大学院准教授
有識者	細 見 美貴子	兵庫県立氷上特別支援学校
有識者	高 橋 典 子	丹波市社会教育委員
有識者	松 本 佳 則	丹波市地域学校協働活動推進員
有識者	竹 岡 郁 子	里山ようちえんふえっこ代表

丹波市まちづくり部職員名簿

役 職	氏 名	備 考
まちづくり部長	福 井 誠	
まちづくり部次長兼文化・スポーツ課長	谷 水 仁	
人権啓発センター所長	堂 本 祥 子	
市民活動課長	山 内 邦 彦	

丹波市教育委員会事務局職員名簿

役 職	氏 名	備 考
教育部長	足 立 勲	
教育部次長兼学校教育課長	池 内 晃 二	
社会教育・文化財課長	小 畠 崇 史	
恐竜課長	田 原 弘 義	
教育総務課長	足 立 安 司	事務局
教育総務課副課長兼学校給食係長	塩 見 良 一	事務局
教育総務課総務係長	足 立 真 澄	事務局
教育総務課総務係主査	宮 田 寛 章	事務局

教育委員会諮問第1号

丹波市教育振興基本計画審議会

第3次丹波市教育振興基本計画の策定について（諮問）

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、丹波市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定める第3次丹波市教育振興基本計画について、丹波市教育振興基本計画審議会条例（丹波市条例第34号）第2条の規定により諮問します。

令和5年8月25日

丹波市教育委員会

諮問の趣旨

令和5年6月16日、国において第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。

教育振興基本計画は5年ごとに見直されており、第4期教育振興基本計画においては「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。

2040年以降の社会を見据えたとき、人口減少やAIの発達などの現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の両方が必要とされています。

また、そういった社会において、一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、これまでの一般的なウェルビーイングの要素とされた自己肯定感や自己実現などに加えて、利他性、協働性、社会貢献意識などの、人とのつながり・関係性に基づくウェルビーイングについて、教育を通じて向上させていくことが求められています。

本市では、令和7年3月に第2次丹波市教育振興基本計画が終期を迎えることから、国及び県の教育振興基本計画を参酌しつつ、丹波市の実情に応じた計画となるよう、令和7年4月から令和12年3月までの5年間を計画期間とする第3次丹波市教育振興基本計画の策定に当たって、特に次の事項についてご検討いただき、意見を求めるものです。

記

- 1 子どもたちが、それぞれの状況や興味・関心に応じて、多様な他者とともに協働しながら主体的に学ぶことによって自己肯定感を高めるとともに、地域や社会の幸せや豊かさを追求する利他性や社会貢献意識を育むための教育の推進について
- 2 社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成するための、探究的な学習の推進、他者との協働や課題解決型学習を通じた「主体的・対話的で深い学び」の充実、並びにキャリア教育や起業家教育の推進について
- 3 子どもが抱える困難が多様化・複雑化する中で、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実、外国籍児童生徒への支援などを含めて、多様な教育ニーズに対応するための個別最適・協働的な学びの機会の確保とインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組について
- 4 これからの時代を生き抜く力を育成するため、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体が当事者として次代を担う子どもの学びや成長を支える「地域とともにある学校づくり」の推進とともに、子どもに関わり、子どもとともに学ぶことによって自己実現を図り、地域や子どもをめぐる課題の解決につなげる「学校を核とした地域づくり」の推進について（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について）
- 5 地域住民が、地域内外の多様な主体とともに、学び合いや話し合いを通じて協働する関係をつくることで、地域の課題解決や魅力ある地域づくりにつなげていくための取組について（地域における社会教育を通じた地域コミュニティの基盤形成について）
- 6 自然、文化、社会教育施設など、丹波市ならではの地域資源を活用した学びを通じて、地域の魅力や課題を知り、地域をより良くしていこうとするふるさと意識の醸成を図る教育の推進について
- 7 子どもたちが、身近な課題について大人を含めた他者と協働しながら解決する経験を積めるよう支援するとともに、教育に関する計画策定や施策推進において、当事者である子どもからの意見を聴き、対話を行う取組について

教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を定めるものです。

丹波市においても、丹波市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として、丹波市教育振興基本計画を策定しています。

現行の丹波市教育振興基本計画は第2次であり、この計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としております。今回の審議会は、第3次丹波市教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、丹波市教育委員会の諮問に答申するものです。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

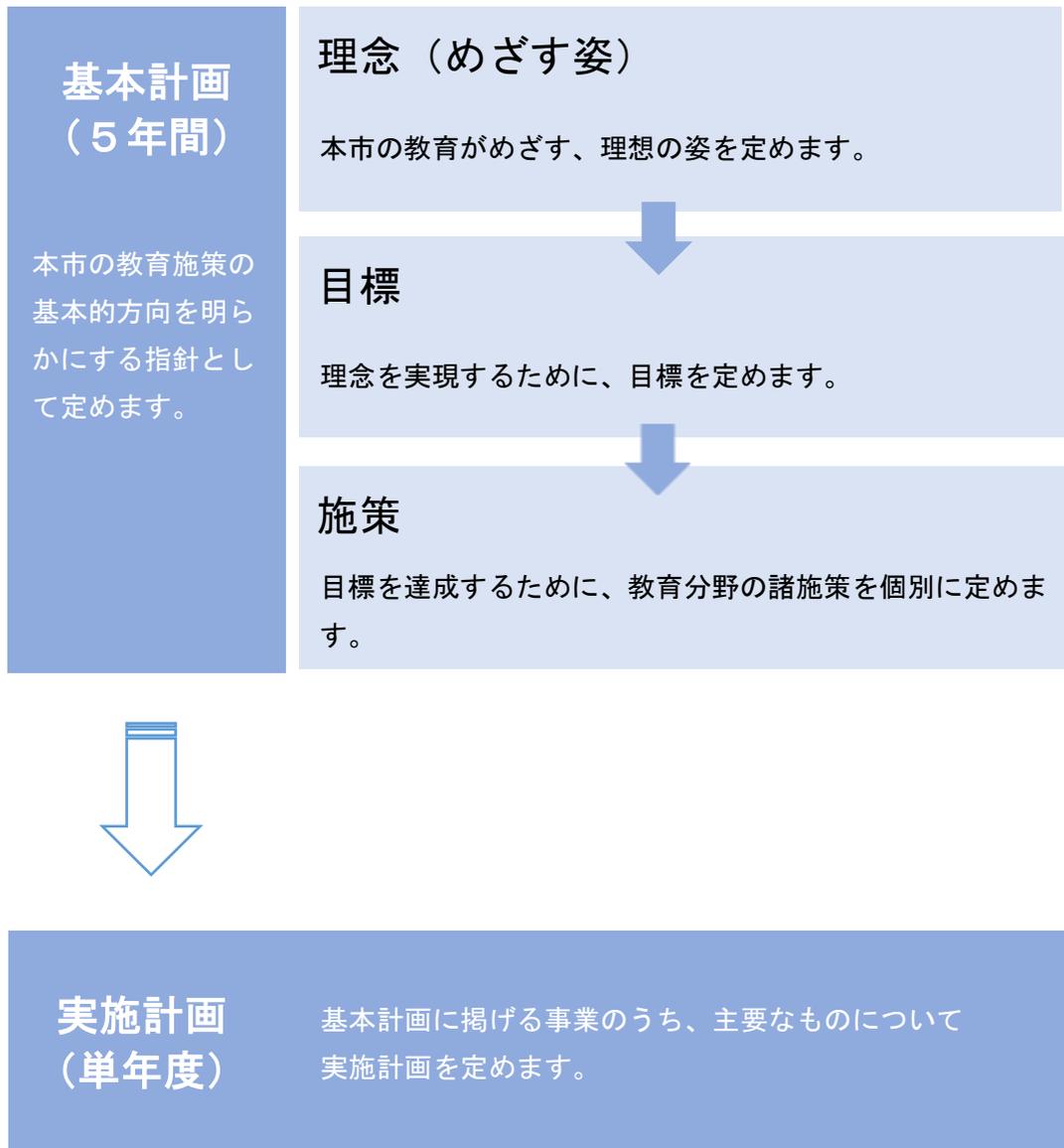
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育振興基本計画の計画期間と構成

1 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

2 計画の構成（施策体系）



丹波市教育振興基本計画審議会に係るスケジュール（予定）

年度	審議会 回数	日程	内 容
R5	第1回	8/25	・委員委嘱、役員選出 ・諮問 ・計画概要説明、スケジュール案
	第2回	9月下旬	・第2次基本計画の評価、検証 ・計画策定における子どもの参画について
	第3回	10月下旬	・子どもワークショップの内容検討 ・市民ワークショップの内容検討 ・web アンケート内容の検討
		12月中旬	子どもワークショップの実施 web アンケートの実施
		1月下旬	市民ワークショップの実施
	第4回	2月下旬	・ワークショップ、web アンケート結果報告 ・計画骨子案の検討
	第5回	3月下旬	計画案検討
R6	第6回	4月下旬	計画案検討
	第7回	5月下旬	計画案検討
	第8回	6月下旬	計画案検討
		6月下旬	定例教育委員会 計画案（パブコメ用）報告
		7月下旬	パブコメ実施 期間：7月下旬～8月中旬
	第9回	9月下旬	・パブコメ結果協議 ・答申案
		10月	上旬 教育委員会へ答申 下旬 定例教育委員会での計画承認
		12月上旬	市議会 議会提案

※審議会の進行状況により、会議回数が増減する場合があります。

※適宜、教育委員会会議及び市議会への報告を行います。